

那珂川町

高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度
(2024年度～2026年度)

概要版



令和6年3月
那珂川町



計画策定の趣旨

今後の日本の高齢化問題として、2025年に“団塊の世代”が75歳以上の後期高齢者となることから、さらに介護を必要とする高齢者の割合が増える「2025年問題」と、2040年に団塊の世代の子どもたち(団塊の世代ジュニア)が65歳以上となり、高齢人口がピークを迎える「2040年問題」があります。この間、ひとり暮らしの高齢者世帯と高齢夫婦のみの世帯の増加や、介護ニーズの高まりによる介護人材不足などが大きな社会問題として予測されています。

本町における高齢者を取り巻く状況は、全国の傾向と同様に、少子化・高齢化、核家族化が進み、ひとり暮らし高齢世帯と高齢夫婦のみの世帯が増加傾向で推移しており、医療と福祉の連携体制の強化や介護人材確保の重要性は高まっています。

様々な体制構築や制度整備を進めるとともに、高齢者の方々の健康と活力を高め、地域で生き生きと暮らし続けていける健康づくり・地域づくりが重要であることから、これらの取組について取りまとめた「那珂川町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定し、本町における高齢福祉施策を着実に推進するものです。

計画の性格

本計画は、老人福祉法第20条に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

那珂川町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

「高齢者福祉計画」

すべての高齢者を対象とした福祉事業全般に関する総合計画

+
一体的に策定

「介護保険事業計画」

要介護・要支援高齢者(保険給付)及び要介護・要支援となる
おそれの高い高齢者(地域支援事業)を対象とした介護サービス
等の基盤整備に関する実施計画

計画の期間

本計画は、令和6(2024)年度を初年度とし、令和8(2026)年度を目標年度とする3か年の計画です。

第8期

第9期

(第10期)

(第11期)

令和3～5年度

令和6～8年度

令和9～11年度

令和12～14年度

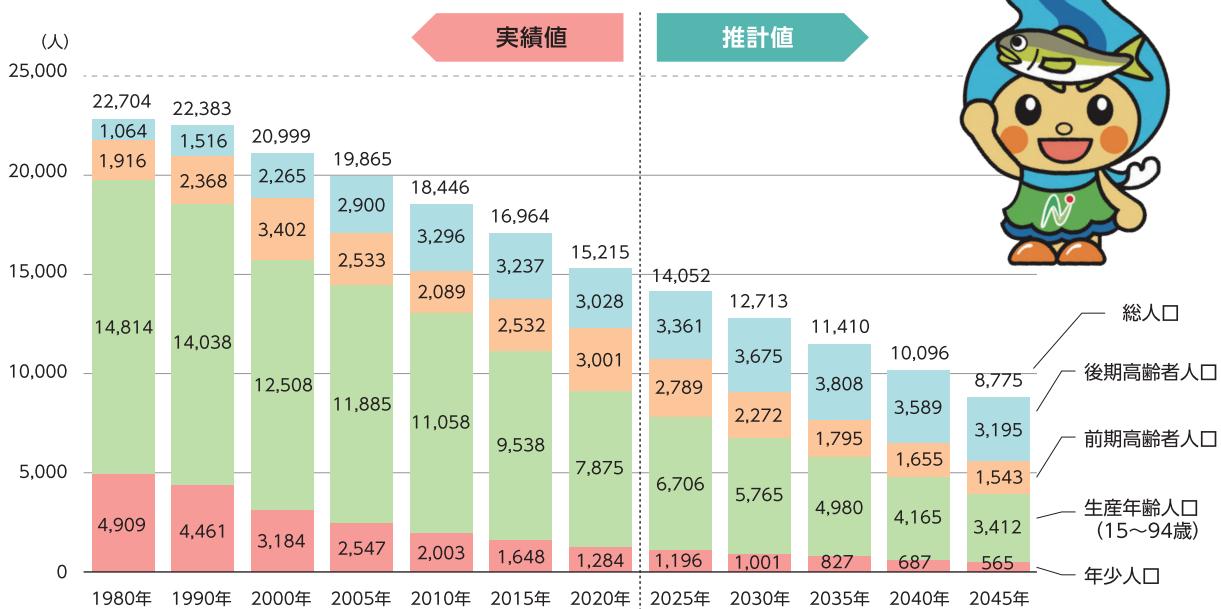
町の現状と課題

町の高齢化率は、2000年に高齢化率21.0%を超える超高齢社会が到来し、2025年には43.8%、2040年には町民の半数以上を占める51.9%となる予測です。

介護を必要とする人は、町役場に申請し、介護認定審査会を経て、要介護認定されます。町の合計認定率は2023年7月時点で16.0%となっています。これは、栃木県の認定率16.0%と同水準の認定率です。

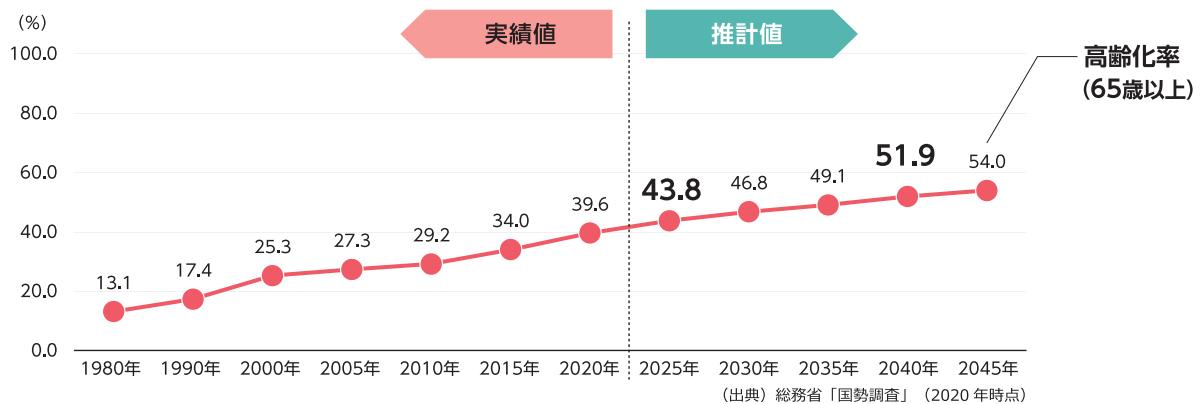
町の高齢独居世帯数及び高齢夫婦世帯数は増加傾向にあり、2020年現在の独居世帯数(割合)は792世帯(14.0%)、高齢夫婦世帯数(割合)は744世帯(13.1%)となっています。

▼ 那珂川町の人口推移・推計(年齢4区分別)



総人口
後期高齢者人口
前期高齢者人口
生産年齢人口
(15~94歳)
年少人口

▼ 那珂川町の人口推移・推計(年齢4区分別)



高齢化率
(65歳以上)

高齢者を取り巻くまちの課題

- 後期高齢者の急増、健康づくり、幸せづくりのさらなる増進が必要
- いくつになっても自分らしく地域で過ごしていくために必要な取組の推進
- これからも安心して過ごしていくける環境づくりへの取組の重要性
- 介護者の負担軽減と地域で暮らし続けるためのサービス提供量の検討



基本理念

いくつになっても元気で明るい いつまでもみんなで暮らし続けられるまちをつくる

第9期計画では、“いくつになっても”、“いつまでも”をキーワードとして、健康増進や介護予防に取り組む「自助」、あらゆる世代が身近な人間関係の中で、地域の困っている方を支え合う「互助」のまちづくりを進めます。

基本目標

基本理念のもとに、以下の5つの基本目標を掲げ、施策・事業の推進を図ります。

基本目標 1 将来を見据えた健康づくり、生きがいづくり

基本目標 2 すべての高齢者が幸せに暮らせる地域づくり

基本目標 3 地域包括ケアの充実による介護支援体制づくり

基本目標 4 高齢者が安心・安全に暮らせる環境づくり

基本目標 5 充実した介護サービスの提供



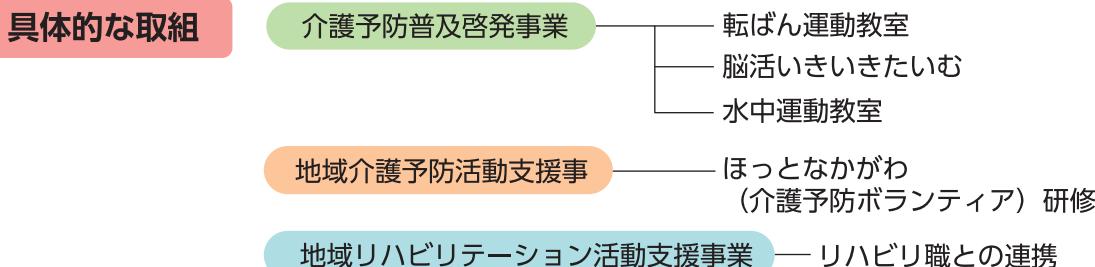
施策の展開

基本目標 1 将来を見据えた健康づくり、生きがいづくり

すべての町民が、いくつになっても健康であり続けられるよう、介護予防・日常生活支援総合事業をはじめとした健康づくりをはじめ、保健サービスの充実や生活習慣病予防を通じて元気な高齢者を増やします。また、趣味やスポーツなどの活動や活発な社会参加を推奨し、クラブ活動や様々な交流の機会を地域で支え、生きがいづくりにつなげます。

重点事業 一般介護予防事業

本町独自の事業や地域の互助、社会福祉協議会との役割を分担しながら、住民主体の通いの場や人と人とのつながりを通じて、参加者同士の交流や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを進めていきます。また、地域における介護予防事業の機能強化のため、地域でのリハビリテーション専門職等の多角的な関与の促進に努めています。



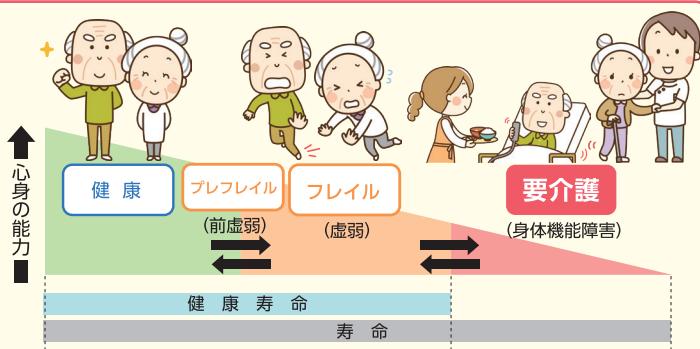
重点事業 健康づくり事業の推進

高齢者一人ひとりが健康づくりの重要性を理解し、普段の生活習慣から改善していくよう、保健師、栄養士などによる健康相談から健康教育まで、健康づくりを身近に感じられる環境づくりを推進します。また、早期発見・早期対応が行えるよう健康管理に向けた各種取組を推進します。



フレイル予防とは

フレイルとは、加齢とともに運動機能や認知機能の低下が見られる状態を指し、口腔機能の衰え(オーラルフレイル)、聴覚機能の低下(ヒアリングフレイル)などがあり、その予防として、慢性疾患の適切な治療、慢性的な栄養不足の改善、筋力低下に対して無理のない運動療法などがあります。





基本目標 2 すべての高齢者が幸せに暮らせる地域づくり

ひとり暮らしの高齢者も、高齢夫婦のみの世帯も、地域や身近な人たちと豊かな関係性を築き、手助けをし合える地域住民意識の醸成を図るとともに、様々な困りごとや不安なことなどがあつても、いざというときにも安心できる体制づくりを推進します。また、認知症高齢者とその家族が、地域で心安らかに暮らしていけるよう、認知症に関する知識や理解を広げることをはじめとした認知症施策の充実を図ります。

重点事業 認知症バリアフリーの推進

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らせるよう、地域での見守りや各機関で気になったことをつなぐ体制と地域づくりを徹底し、認知症当事者及びその家族に対する支援を行います。また、認知症になっても、地域の一員としての役割を持った人格を尊重し、安心して地域で暮らし続けていくための地域づくりを進めます。

具体的な取組

認知症サポーター等養成事業

チームオレンジの設置

那珂よしオレンジの活動推進

認知症カフェ「ちょっくら」

基本目標 3 地域包括ケアの充実による介護支援体制づくり

介護が必要になっても住み慣れた地域や家で過ごしたい気持ちを大切にするために、地域と介護サービス、医療が連携して取り組む地域包括ケアシステムを、地域包括支援センターが中心となってこれからも推進、強化します。また、介護人材の確保や介護を提供する体制の充実を図ります。

重点事業 地域包括支援センターの機能強化

介護予防・健康づくり施策等の充実・推進と、認知症施策の推進や地域共生社会の実現にあたり、地域包括支援センターは、相談、関連機関や事業所間の連携体制の構築を行う等の中核的機関としての役割を担っていることから、重層的支援の総合相談窓口として、さらなる周知と機能強化を図る必要があります。

具体的な取組

包括的・継続的ケアマネジメント支援

在宅医療・介護連携

地域ケア会議の充実

多職種連携による課題解決、
ケアプラン検討

総合相談支援事業

成年後見制度

チームオレンジとは

「チームオレンジ」とは、ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームをつくり、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みです。

本町では、認知症サポーターのスキルアップを図りながら、認知症当事者とサポーターとの間のコーディネーターの役割を担う認知症地域支援推進員を中心に、認知症サポーターが地域の担い手として『認知症カフェ』などで活躍できる仕組みづくりを進めます。



基本目標 4 高齢者が安心・安全に暮らせる環境づくり

介護保険制度が適切に利用されるよう、様々な情報提供手段を設けて高齢者福祉に関する情報がすべての町民に届くよう努めます。また、高齢者福祉にかかわらず様々な悩みごとや困りごとも対応できる重層的支援体制整備事業による相談支援体制の充実を図ります。さらに、身近な生活支援体制の充実や防災・防犯・感染症対策などによる安全・安心なまちづくりを推進します。

重点事業 災害対策・感染症対策への取組

近年、多くの自然災害が発生し、甚大な被害をもたらしています。身体機能の低下等による影響から高齢者は、災害発生時に的確に行動することが困難であるため、災害時に犠牲となる危険性が高くなります。

また、新型コロナウイルス感染症など新興感染症が出現、流行した際には、高齢者施設等でのクラスターの発生など、重症化リスクの高い高齢者への感染拡大が懸念されました。

まず、災害時の危険性に対処するためには、地域での防災対策や見守り体制の整備を推進するとともに、介護事業所等と連携を図り、災害時の情報を共有して支援体制を整備します。次に、感染拡大への懸念に対処するためには、介護サービス等の提供や事業の実施にあたり、新型コロナウイルス感染症に限らず、あらゆる感染症等について拡大防止策の周知や発生時に備えた平時からの準備の促進と、代替サービス確保に向けた体制整備を行います。

具体的な取組

地域防災計画等との連携

個別避難計画の作成推進

緊急通報装置貸与事業

ながら見守りの推進

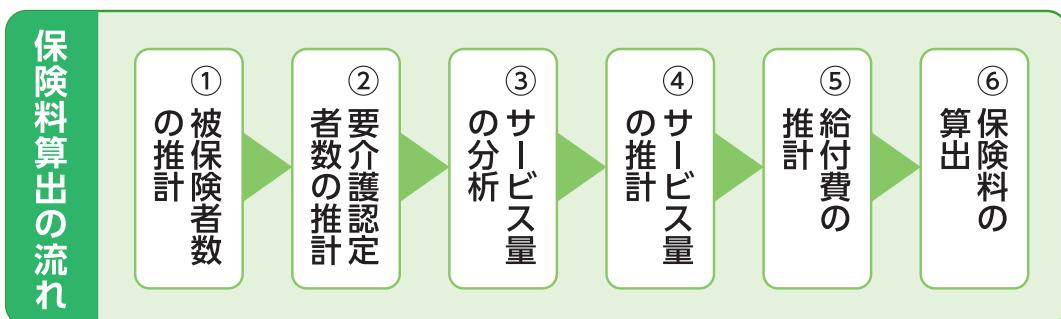
基本目標 5 充実した介護サービスの提供

介護を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、介護施設に入所せずに住み慣れた地域で介護を受けながら暮らすことを希望する高齢者が増加していることから、介護におけるニーズを把握し、必要な介護サービスが提供できるようサービスの質の向上やサービス提供体制の充実に努めます。また、在宅介護を支える介護者や家族の負担軽減と、地域で暮らしやすい環境づくりに取り組みます。

介護保険料の算出

1 保険料算定の流れ

第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料については、次のような流れで算定されます。



2 所得段階別保険料

令和6年度から令和8年度までの所得段階別保険料は次のとおりです。

段 階	対 象 者	基 準 額 に 対する割合	保 険 料 (月 額)
第 1 段 階	生活保護受給者、本人及び世帯全員が住民税非課税で、「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下の方	0.455	2,594円
第 2 段 階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円を超え120万円以下の方	0.685	3,905円
第 3 段 階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、「合計所得金額+課税年金収入額」が120万円を超える方	0.69	3,933円
第 4 段 階	本人が住民税非課税で、「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下の方(世帯内に住民税課税者がいる場合)	0.90	5,130円
第 5 段 階	本人が住民税非課税で、「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円を超える方(世帯内に住民税課税者がいる場合)	1.00 基準額	5,700円
第 6 段 階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.20	6,840円
第 7 段 階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	7,410円
第 8 段 階	本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	8,550円
第 9 段 階	本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.70	9,690円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.90	10,830円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.10	11,970円
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.30	13,110円
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上の方	2.40	13,680円

那珂川町 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画



令和6年3月

発行：那珂川町

編集：健康福祉課 高齢福祉係

〒324-0692 栃木県那須郡那珂川町馬頭555番地

電話：0287-92-1119